

# 目次

はじめに

第1章 災害公営住宅供給の流れ	1-1
1.1 災害公営住宅とは	1-1
1.2 災害公営住宅供給の流れ	1-2
第2章 直轄調査での検討内容	2-1
第3章 直轄調査で作成した災害公営住宅基本計画	3-1
3.1 市町村・地区毎の検討内容	3-1
岩手県	i 1
宮城県	m 1
福島県	f 1
3.2 基本計画策定目的と検討内容	3-13
3.3 住まいの復興工程表への位置づけ	3-13
3.4 検討の経緯	3-14
第4章 基本計画以外の検討内容	4-1
4.1 意向調査	4-1
4.1.1 必要性	4-1
4.1.2 実施方法	4-1
4.1.3 意向調査の実施概要	4-6
4.1.4 直轄調査における意向調査実施支援	4-7
4.2 供給計画	4-9
4.2.1 必要性、位置づけ	4-9
4.2.2 計画内容	4-10
4.2.3 策定に当たっての留意点	4-12
4.3 その他	4-13
第5章 成果と課題	5-1
5.1 得られた知見	5-1
5.2 災害公営住宅の早期供給に当たって計画段階における留意点	5-2
5.3 まとめ	5-3

参考文献

## はじめに

地震発生後約半年を経過した平成 23 年後半になっても避難者数は減少したとはいえ 30 万人を超えている状況であり、被災者の生活再建のため、応急仮設住宅等での仮住まいから恒久住宅への円滑な移行が強く求められていた。

しかしながら、我が国では大規模な津波被害を受けた被災地において、周辺部の高台の開発や津波対策を伴った低地の整備等により、短期間に大量の住宅供給を行った例はなかった。また、被災地域のほとんどは小規模な市町村であり、公営住宅の供給・管理に関する知識、経験が不足していた。さらに、被災地の地方公共団体においては、応急仮設住宅の管理運営等の当面の被災者の生活再建に関する業務を最優先せざるを得ない状況にあったことから、発災後約半年が経過した時点においても、災害公営住宅の供給計画等の策定が進んでいなかった。

災害公営住宅の供給に当たっては、被災者の実態を踏まえ高齢社会を先取りした様々な取り組みを行うとともに、東日本大震災からの復興の基本方針において、「東北の地が新しい地域作りの具体的なモデルとなるような取り組みを支援する」こととされていることから、防災や環境対応に関しては新たな取り組みが期待されている。

公営住宅供給等の経験に乏しく被災者の生活再建の対応に追われている地元自治体の主体的な取り組みのみでは、効率的かつ円滑な対応が期待できないことから、平成 23 年 11 月に成立した平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災による被災者向けの災害公営住宅について、地方公共団体における迅速かつ効率的な供給を推進するため、国が住宅整備に係る基本コンセプトや標準設計の策定等を行い、その効果を被災地方公共団体に広く提供することを目的として、国（国土交通省住宅局）が災害公営住宅供給推進調査を実施することとなった。（参考文献 1）～6）

平成 24、25、26 年度においても、災害公営住宅の円滑な供給に向けた国による調査が継続して実施された。（参考文献 7）～13）、以下、本書において参考文献 1）～13）を「直轄調査」という。）

調査の円滑かつ早急な実施のため、関係者からなる調査体制が組まれた（図 2-1）。国土交通省国土技術政策総合研究所<sup>1</sup>（以下「国総研」という。）及び国立研究開発法人建築研究所（平成 26 年度までは（独）建築研究所<sup>2</sup>、以下「建築研究所」という。）は国土交通省住宅局からの依頼に基づき、大規模な災害時における緊急対応として、平成 23 年度から継続して、技術的な支援を行った。

本資料は、国総研及び建築研究所の技術指導を受けて行われた直轄調査の内容を、研究所として整理し、今後の災害公営住宅をはじめとする住宅分野の災害対策の研究の資料となるとともに、併せて行政実務の参考となることを期待してとりまとめたものである。直轄調査では被災自治体の要望を受け、各種検討が行われたが、本資料は、震災後の比較的早期段階（H23～25）の多様な状況下において多くの市町村で作成された基本計画の事例を一定のフォーマットで整理するとともに、どのような段階、状況において計画の検討が進められたかといった経緯を示した。また、公営住宅の早期供給に不可欠であり、基本計画に密接に関連する意向調査、供給計画についても、実施概要等を整理した。本資料は、直轄調査で実施した検討内容を網羅的にそのまま記載したのではなく、調査後の状況についても補足している点もある。

---

<sup>1</sup> 国土交通省組織令第 193 条

第一号 国土の利用、解発及び保全のための社会資本の整備に関連する技術であって国土交通省の所掌事務に係る政策の企画及び立案に関するものの総合的な調査、試験、研究及び開発を行うこと。

第二号 前号の技術に関する指導及び成果の普及並びに情報の収集、整理及び提供を行うこと。

<sup>2</sup> 独立行政法人建築研究所法 第 12 条

第二号 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。

なお、本資料における各地区の基本計画は、直轄調査実施年度の各市町村の状況下で、多様な検討目的（地区によっては検討敷地での事業化を前提としていないものもある。）をもって作成されたものであり、その後の状況変化により、実際の整備状況（立地、配置、戸数、構造等）とは差異があることに留意願いたい。